

第5回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月22日(水) 午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(4人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(4人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農業委員(1人)

委員	1番	遠藤 文男
----	----	-------

農地利用最適化推進委員(1人)

小柳 昌幸

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第5回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員のうち、1番 遠藤委員が欠席しております。農業委員5人中4

人が出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。なお、農地利用最適化推進委員のうち、小柳委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・ 出雲崎町農業委員会視察研修旅行

期日：11月12日（日）～13日（月）

会場：阿賀町方面

出席者：

・ 農業委員

内藤会長、岡田委員、佐藤委員

・ 農地利用最適化推進委員

吉水委員、権田委員、田中委員、内藤委員

・ 事務局 五十嵐

・ 農業委員会中越協議会研修会

期日：11月15日（水）

会場：長岡市中之島文化センター マナビィプラザなかのしま

出席者：

・ 農業委員

内藤会長、岡田委員、佐藤委員

・ 事務局 五十嵐

議長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

親から子への生前贈与であるため、許可相当に認められると思われ
ます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙
手願います。

4 番 生前贈与をする場合、贈与税についてはどのようなになるのか。

事 務 局 農業の後継者が農地等の生前贈与を受けた場合は、申請により贈与税の
納税が猶予されます。猶予を受けるためには農業委員会から農業経営をし
ているという証明をしてもらわなくてはなりません。登記が完了し、受贈者
から申請があればこれを発行します。

議 長 他に質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許
可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明願います。

議案第2号について説明します。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請が
ありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 申請地につきましては、登記地目、現況地目共に畑となっております。譲
渡人は町外(新潟市)に在住しており、近所の方から耕作をしてもらって
いるとのこと。この度譲受人が駐車場用地として使用したい、とのことか
ら今回の許可申請に至りました。

中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから、第
2種農地に該当すると判断しました。また周囲は全て非農地であるため、農
地への影響はありません。

議 長 こちらにつきましては11月16日に私が事務局と一緒に現地調査をい

たしました。詳細は先ほど事務局の説明したとおりです。許可に関して特段異論はないと思われます。この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 この場所に駐車場が必要な理由はあるのか。

事務局 滝谷地区には県指定文化財の「木造薬師如来坐像」がある。今年は製作から1300年ということで開帳をしたところ100人を超える方が見に来られたが、付近に駐車場が無いため路上駐車をするしかありませんでした。今後も開帳のたびに同様の問題が起きるため、駐車場を作る必要である、とのことでした。

議長 他に質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。

議案第3号 農地利用集積計画について、利用権設定の申出として、再設定6件の申出がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第3号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許

可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成29年11月22日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩